

【質問】いつもの通り診察を受け、いつもの通り薬をもらうのですが、その都度とはいいませんが窓口で支払う金額が違います。詳しい説明をお願いします。

(主婦)

前回と同じ診察でなぜ違う

医療制度
Q & A

【回答】診察(再診)を受けたとき、「前回と同じ診察内容なのに会計金額が違う」という疑問ですが、これは「特定疾患療養指導管理料」などの指導料が請求されているからだと思います。特定疾患療養指導管理料は、厚生労働大臣が定める疾患を主病とする患者に対し、治療計画に基づき、

窓口での支払額

服薬、運動、栄養等の療養上の指導を行った場合に、月二回に限り算定すると定められています。特定疾患は現在三十二の疾患と決められていて、結核、がん、糖尿病、高血圧、心臓、脳、ぜんそく、胃、肝臓の病気など、成人の慢性疾患がほとんど指定されています。医師の主病についての説明

(指導)が毎度同じことの上の指導を行った場合に、繰り返しと思われるかもしれません。医師は皆さんにその病気の大切なことを説明していますので、ご理解ください。「指導管理料」にはこのほか病気によって約二十種類の指導管理料があります。そのほか再診料に加算されるものとして、「継続管

「指導管理料」など加算も

理加算」があります。外来患者に対して治療計画に基づき、継続して再診を行った場合、月に一回限り算定できます。

また、加算されるものとして「外来管理加算」があります。外来管理加算は再診時に定められた検査(エコー、内視鏡、その他)や処置、手術などの医療行為をしなければ加算されません。電話などで相談される場合も再診料を算定される場合があります。

このように再診の際、種々加算される場合がありますので、疑問がありましたら遠慮なく窓口へお尋ねください。

(県医師会)